

## 犬猫等死骸収集業務委託【単価契約】仕様書

### 1. 目的

本業務は、酒田市内（飛島を除く）の住宅地、道路等で死亡した犬猫等の死骸の収集・運搬を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の2第2項の規定により業務委託することを目的とする。

### 2. 総括事項

本仕様書は、基本的事項を示すものであり、詳細について明記していないものがあったとしても本業務の遂行上必要とするものは、本仕様書の有無に関わらず、業務受託者の責任において準備しなければならない。

### 3. 契約方法

- (1) 契約方法は、酒田市契約規則による。
- (2) 1件当たりの単価契約とする。積算に当たっては、年間予定件数803件とする。

### 4. 契約期間

委託に伴う契約履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 5. 一般事項

- (1) 業務委託名 犬猫等死骸収集業務委託【単価契約】

- (2) 委託場所 酒田市内（飛島を除く）

- (3) 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

- (4) 委託内容

受託者は、市から通報を受け次第、速やかに犬猫等動物の死骸の収集・運搬を行い、広栄町三丁目133番地にある酒田地区広域行政組合ごみ処理施設に搬入する。

- (5) 収集日

収集日は、年間を通じて毎日とする。

- (6) 収集時間

午前8時30分から午後8時までの間に収集・運搬を行い、ごみ処理施設に搬入する。ただし、午後4時30分以降に収集した場合は、翌日午前8時30分以降に搬入しても差し支えない。

- (7) 収集対象

- ① 野良犬、野良猫、狸、狐、イタチ等の野生動物、カラス、鴨、白鳥等の野鳥の死骸
- ② 飼い犬、飼い猫、その他のペット動物

- (8) 収集場所

- ① 一般住宅、会社等の敷地、市道、農道、林道、県道、県港湾道路、県管理国道（112号、344号、345号）
- ② 飼い住宅

- (9) 収集の通報

市民から収集依頼があり次第、環境衛生課（各支所地域振興課を含む）で受託者に通報する。ただし、時間外、夜間、休日は市役所守衛から受託者に通報する。

- (10) 関係法令等の遵守

本業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）に規定する基準、その他関係法令の規定を遵守し履行すること。なお、酒田市からの受託業務であることを十分に認識し、市民に対しては常に親切・丁寧に対応すること。

- (11) 収集運搬車輛

- ① 収集運搬車輛は受託者が確保し、特定するものとする。
- ② 収集運搬車輛は1台とし、収集運搬に適した車輛とする。
- ③ 収集運搬車輛の室内に死骸を收容する場合は、密閉可能な容器等を備えることが望ましい。

④ 燃料及び消耗品は受託者の負担とする。

(12) 作業乗務員

① 作業員は受託者が確保すること。

② 作業乗務員は、原則として1台につき2人以上確保すること。

(13) 安全対策

① 業務中は、労働基準法、労働安全衛生法、道路交通法等、当該業務の委託に関する全ての条項を遵守し、事故防止に努めるものとする。

② 事故発生時等は速やかに環境衛生課に連絡すること。

(14) 業務の報告

犬猫等死骸収集運搬業務日誌を備え、翌月の10日までに犬猫等死骸収集業務委託実績報告書を提出する。

(15) 個人情報の保護

この業務に関し知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

6. 特記事項

(1) 再委託の禁止

委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(2) 経費等の負担

受託業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者が負担する。

(3) 経費の積算

積算は、市内各所（飛鳥を除く）の犬猫等死骸の収集を指示される場所で、年間予定件数803件収集運搬する場合にかかる費用（人件費、燃料費、減価償却費、被服費、車輛費、社会保険料等）を積算し入札書を提出するものとする。

なお、入札額は消費税を含まないものとする。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市、受託者が協議して定めるものとする。

7. 支払い方法

委託料は、1カ月ごとに、実績に契約単価を乗じて算出される金額を支払うものとする。委託者は、受託者が月ごとに提出する犬猫等死骸収集業務委託実績報告書に基づき、10日以内に検査を行い、合格したときは、受託者は委託者に対し委託料の請求書を提出するものとする。委託者は受託者の正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8. その他

(1) 時間外、夜間、休日の通報に対応できる緊急通報態勢を整え、迅速に収集できるようにする。

(2) 1か所に複数の死骸があった場合は1件とする。

(3) 委託された業務及びその管理に必要な費用は受託者の負担とする。

(4) 飼い犬、飼い猫、その他ペット動物を収集した場合は、依頼主の住所氏名、電話番号が収集通報内容と相違がないか確認し、修正が必要な場合は、環境衛生課に連絡する。（後日、環境衛生課で手数料納付書を送付するため。）